

日本治療協会入会のご案内 (一般会員用)

一般社団法人 日本治療協会では、施術をお仕事とする皆様へ賠償責任保障制度とクレーム対応相談等を提供しています。

入会資格

- ・本会が指定する国家資格を一つ以上有し、手技療法を業として行う方
- ・下記の民間手技施術などを業として行う方

アールヴェーダ/アロマセラピー/カイロプラクティック/オステオパシー/推拿/スウェディッシュマッサージ/整体/整膚/タイ式マッサージ(タイ古式マッサージ)/パーソナルストレッチ/フェイシャルエステ/リフレクソロジー/リンパドレナージュ(リンパマッサージ)/ロミロミ(五十音順)

※他にも多くの民間手技施術が対象となりますのでお問合せください。

※店舗・スクール等における技術習得のための練習は業とはみなされません。

※本会が指定する国家資格は柔道整復師・鍼師・灸師・按摩マッサージ指圧師の4資格です。

作業療法士・理学療法士・看護師の方がサービス業として施術のお仕事をされる場合、民間手技施術家としての入会になります。

会員種別

※会員種別は問わず、入会金および保険料は無料です。

手技療法家(国家資格者)対象

会員種別	会費(年払いの場合)	会費(月払いの場合)
正会員A	13,000円	1,300円
準会員	11,000円	1,100円

民間手技施術家(整体・セラピスト等)対象

会員種別	会費(年払いの場合)	会費(月払いの場合)
正会員B	18,000円	1,800円

入会までの流れ

1) 入会申込書を郵送

締切は毎月15日です。(例: 3月15日締切4月1日入会)

免許・デュプロマの写しは不要です。入会申込書の1枚目のみを郵送してください。

2) 初回会費を振り込み

※初回のお振込みは、お申込書受付後に本会よりご入金案内を郵送します。

ご案内を受け取った後に期日までにお支払いください。

※2回目以降の会費支払は登録口座からの引落となります。

3) 入会手続き完了

初回会費の入金を確認後に本会より会員証と会員のしおりを郵送します。

これで入会手続きが完了です。



協会概要

法人名	一般社団法人 日本治療協会 英文表記 Japan Healing Association (略称: JHA)
目的	当協会は、手技療法を実施する会員の資質の向上と普及を図り、手技療法業界の健全な発展と社会的地位の向上に寄与することを目的とし、次の事業を行う。 (1) 手技療法に関する研修事業 (2) 手技療法に関する治療院の運営相談事業 (3) 手技療法に関する調査研究事業 (4) 機関誌および手技療法関連出版物の発行事業 (5) 手技療法施術に関する保障事業 (6) 関係諸団体との連携および交流事業 (7) 損害保険の代理および生命保険募集に関する事業 (8) その他当協会の目的を達成するために必要な事業
所在地 連絡先	東京都中央区日本橋本石町4-4-11 日本橋SSビル2階 連絡先 TEL 03-6281-8188 FAX 03-6281-8187 E-mail : info@jha-shugi.jp
設立	平成 18 年 8 月 30 日
代表者	理事長 青柳 真佐緒
会員数	23,720名 (2018.09月現在)

個人情報保護方針について

1. 法令等の遵守
本会は、個人情報の適切な取扱いのため、個人情報保護に関する法律等の法令を遵守します。
2. 個人情報利用目的
本会への入会にあたり提出された申込書、その他の書面に記載された個人情報は、本会および本会の事務委託先が、①会員への福利厚生への履行、②本会会員への情報提供、③更新の案内や本会運営に関する通知など会の運営に関する情報提供を行なう目的にのみ利用します。
3. 個人情報の管理
本会が収集した個人情報を正確かつ最新なものにするために、適切な措置を講じます。
また、個人情報への不正なアクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等が行われることを防止するため、必要と考えられる安全対策を講じます。
4. 個人情報の外部への提供
本会では、以下の場合を除いて、本会の収集した個人情報を外部に提供する事はありません。
(1) 情報主体が同意されている場合
(2) 法令に基づく場合
(3) 2. の利用目的の達成に必要な範囲内において、本会業務委託先に提供する場合
(4) 保険金の請求に必要な場合
(5) 不正又は不当な入会申込および本会の健全な運営を妨げる行為を防止するために必要な場合
(6) 情報主体または公共の利益のために必要であると考えられる場合
(7) その他正当な理由がある場合
5. 情報の開示・訂正等
情報主体は、本会に対して、本会が保有しているご自身の個人情報を開示するように求めることができます。
開示の結果、当該個人情報に誤り等がある場合は、情報主体は本会に対して当該個人情報の訂正、追加または削除を請求することができます。そして、特別な事情のない限り、ご本人様であることを確認させて頂いた上で、訂正、追加または削除に応じます。
6. 質問・苦情窓口
本会が保有する個人情報の取扱い方法にご意見があるなどの場合に備え、情報主体からのご連絡、お問い合わせを受けることができる窓口を設置します。
個人情報の取扱いに関するご連絡・お問い合わせ、および個人情報の開示、訂正または削除を要求される場合は、下記の個人情報に関する相談窓口まで文書、FAXまたはE-mailでご連絡ください。

個人情報の取扱いに関する問い合わせ・相談窓口

一般社団法人 日本治療協会 事務局
東京都中央区日本橋本石町4-4-11 日本橋SSビル2階
TEL : 03-6281-8188 FAX : 03-6281-8187 e-mail : info@jha-shugi.jp

主な福利厚生

🍀 会員保障制度（賠償責任保険適応）

本会は損害保険会社と賠償責任保険の包括契約を締結しており、本会の全会員が保険適応対象となります。保険契約は、会員の皆様からお支払いいただきます会費の一部から支払いをしておりますので、会員の皆様には会費の他に保険料をお支払いいただく必要はありません。

🍀 無料アドバイス

本会会員が利用者にケガをさせた場合の対応や、悪質なクレームに対しての対処方法を電話にて無料アドバイスいたします。また万が一、利用者から業務に起因する内容に関し、別紙会員保障内規の対象となる民事訴訟をおこされた場合の顧問費用は、本会にて負担いたします。

🍀 JHA ニュースの発行

本会では、保険や事故に関するアドバイスを「JHA ニュース」として発行（季刊）しております。

🍀 治療院・施術院・サロン紹介／求人情報の掲載

本会 HP に「日本治療協会がお勧めする治療院・施術院・サロン」として掲載し、店舗 HP ヘリンクいたします。また、治療院・施術院・サロンの求人情報を無料で掲載いたします。

🍀 所得補償保険（希望者のみ／本会申込とは別に保険契約の申込が必要です）

急な病気やケガによって働けなくなったとき、会員様の所得が保険金にて補償されます。

入会にあたり

🍀 入会希望者本人が記入してください。

- 本人が記入できない場合は捺印欄に代筆者の印鑑を押してください。
- 責任者（店舗責任者またはオーナー）のみ入会頂いても、非会員の従業員等が行った施術に起因して会員が賠償責任を負う場合には対応できません。本会では施術スタッフ全員に入会頂くことをお勧め致します。

🍀 会員種別について

- 国家資格者で民間施術のみを行っている場合も正会員 A または準会員へお申込みください。
- 正会員 A と準会員は本会会員保障制度における上限金額の違いであり保障対象は同じです。

🍀 会費支払区分について

- 一括払・分割払はご都合に応じて選択してください。
- ※一括払をご利用頂く場合はお支払頂く会費年額は安価となりますが、途中退会および会費の一部返金は受付けておりません。有効期間の満了をもっての退会となります。
- ※本会では以下の場合に分割払の利用をお勧めしております。
 - ①店舗等が会費を負担するスタッフ
 - ②年度末に国家資格受験を予定されている学生

🍀 会費支払方法について

- 個人払を利用される場合、会費引落用の金融機関口座は本人名義以外の口座も登録可能です。
- 団体払を利用される場合、代行団体が請求先になります。
- ※団体払を選択されても代行団体欄に記載のない場合は個人払として受付ますのでご注意ください。
- ※複数店舗を運営されている場合、各店舗を代行団体としてご登録頂くことは可能ですが、店舗間でスタッフ異動が発生した際に退会と再入会の手続が必要となります。本会では運営母体（会社等）を代行団体として登録することをお勧めしております。

🍀 退会について

本会の会員資格は自動更新です。退会希望の場合は手続きが必要となりますので必ずご連絡ください。ご連絡がない場合は更新対象となり次年度（次月度）会費請求が発生します。なお、本会では中途退会や会費の一部返金は受け付けておりませんので予めご了承ください。

会員保障制度の概要

本制度の概要

本会の「会員保障制度（以下、本制度）」は会員個人が保険会社と契約するものではありません。本会会員が行った施術行為または施設の管理に起因して法律上の賠償責任が発生した場合に、本会との間で包括契約している賠償責任保険により損害保険会社から支払いを受ける保険金全額を、本会を通じて会員へお支払する制度です。また、万が一、利用者から業務に起因する内容に関し、別紙会員保障内規の対象となる民事訴訟を起こされた場合の顧問費用も対象になります。

本制度により保障される主な内容

- ①法律上負担した賠償責任（治療費・慰謝料・休業損害・その他本会が認めたもの）
- ②訴訟・仲介・和解の弁護士費用など本会が認めた費用 ※保障額は①+②から免責額（会員負担額）を減算したものととなります。

本制度の対象となる主な事例

- 施術中に、利用者の胸部から音がしたため、レントゲン検査を受けた結果、肋骨骨折が判明した。
- 鍼治療が原因で、気胸になり入院していると患者様のご家族から連絡を受けた。
- お灸が原因で、やけどを負わせてしまった。
- 利用者をベッドから車いすに移乗する際、施術者の支えが足りなくて転倒してしまい、大腿骨転子部骨折により入院することになった。
- お客様の要望で強揉みを行い、当日は気持ちよかったと言ってもらえたが、翌日になって電話があり「昨日の夜から腰が痛くなり、朝からは起き上がることができない」とクレームを受けた。
- 利用者が、施術に使用したオイルの成分に起因して肌荒れを発症した。
- 利用者のメガネを誤って落とし、レンズを割ってしまった。
- 店舗外においていた看板が倒れ、駐車していた自動車にあたりキズをつけてしまった。

お支払いできない事由および免責額は会員保障内規をご確認ください。

会員保障制度のご案内

- 柔道整復師・鍼師・灸師・あん摩マッサージ指圧師の国家資格を所有していれば、治療院内での保険診療・自費診療を問わず、万が一施術に起因して賠償責任が生じた場合は会員保障制度（賠償責任保険の適応）の対象となります。国内であれば施術場所は問いませんので、健康保険を使った訪問医療マッサージにおいて、万が一施術に起因して賠償責任が生じた場合は会員保障制度（賠償責任保険適応）の対象となります。
- リラクゼーション・エステ・整体などの民間手技施術をサービス業として行っていれば、万が一施術に起因して賠償責任が生じた場合は会員保障制度（賠償責任保険適応）の対象となります。
※エステはオールハンド（機械を使わない）のサービスのみが対象です。
- 店舗管理上の不備によりお客様（第三者）に損害を与えてしまった場合も対象です。

～このような条件でも対象です～

接骨院 鍼灸マッサージ院 デイサービス

- 1) 自費診療や、サービスで行うストレッチも対象
本会が指定する国家資格による治療と、カイロプラクティックなどの民間手技施術の両方が対象になります。
- 2) トレーナー活動、訪問鍼灸、訪問医療マッサージも対象
施術場所は問いませんので、日本国内どこでも会員が行った施術に起因する損害賠償は対象になります。
- 3) デイサービスでの施術も対象
一般的なデイサービス損害賠償保険では施術により怪我をさせてしまった場合は支払対象になりません。本会保障制度と併用することで起こりうるリスクをカバーすることができます。
- 4) 整体師・助手（学生等）もご利用いただけます（*3）
入会後に国家資格（*1）を取得された場合は、簡単な手続きで取得資格による治療も対象になります。

リラクゼーションサロン エステサロン 整体院 など

- 1) どんな場所での施術も対象
サロン（施術所）・温浴施設の施術ブース・出張施術（宿泊施設・自宅）・自宅サロンと様々な場所での施術が対象になります。
- 2) Wワークにも対応
平日は店舗に勤務して休日は自宅サロンなど、経営者が違う複数の店舗でお仕事する場合も全ての施術が対象です。
- 3) 経験を問わず利用可能
特定の民間資格やディプロマをもっていなくても利用できます。未経験者が店舗研修により技術を習得し、施術デビューされる場合もご利用可能です。